



平成 24 年 11 月 20 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 イ ン タ ー ト レ ー ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 尾 崎 孝 博
(コード番号：3747 東証マザーズ)
(URL：http://www.itrade.co.jp)
本 社 所 在 地 東 京 都 中 央 区 新 川 一 丁 目 17 番 21 号
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 山 野 潤
電 話 番 号 0 3 - 4 5 4 0 - 3 0 0 2

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 20 日開催の取締役会において、平成 24 年 12 月 21 日開催予定の第 14 期定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備え活動範囲を明らかにするため、目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成 24 年 11 月 20 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更、第 7 条（単元株式数）の新設及び附則の新設を行う旨を決議いたしました。（本件株式の分割の実施及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。）
上記の変更に伴い、変更案第 9 条（単元未満株式についての権利）の新設、及び附則の変更を行うものであります。
- (3) その他、条文の新設に伴い、必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～18. (記載省略) (新設)	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～18. (現行どおり) <u>19. 特定労働者派遣事業</u>

(新設) <u>19.</u> 前各号に付帯する一切の業務 (新設) 第<u>9</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略) (附則) 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げは、平成25年4月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は第6条及び第7条の効力発生後これを削除する。	<u>20.</u> 古物営業法による古物商 <u>21.</u> 前各号に付帯する一切の業務 (単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の既定による取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 第<u>10</u>条～第<u>44</u>条 (条文現行どおり) (附則) 第6条の変更、<u>及び第7条並びに第9条</u>の新設並びにこれに伴う条数の繰下げは、平成25年4月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は第6条、<u>第7条並びに第9条</u>の効力発生後これを削除する。
--	---

3. 日程

定時株主総会開催日	平成24年12月21日(金)
定款変更の効力発生日	平成24年12月21日(金)

以上